

テナント営業に係る基本条件

1 営業にあたって厳守すべき条件

病院のテナントは、患者、来院者及び病院職員等の利便性、療養環境及び職場環境等の向上を目的として設置するものであり、病院の特性をよく理解し、この目的に沿った運営をしなければならない。
また、常に接遇に配慮し、サービスの向上に努めなければならない。

2 価格設定に係る条件

価格は、地域の価格を参考として、標準的な価格に設定すること。

なお、事業者の決定後に、利用者の経済性が損なわれていると認められる場合は、価格設定の改善を要請することがある。

3 事業者に係る条件

- (1) 善良な品性と営業上必要な経験を有する者であること。
- (2) 営業に必要な設備及び物資を調達する資力を有する者であること。
- (3) 相当の担保又は確実な保証人を有する者であること。
- (4) 自ら経営する者であること。

4 不動産の使用に係る条件

- (1) 使用許可した不動産（以下「許可不動産」という。）を、公用又は公共用に供するため必要があるとき、又は次に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消し、又は変更することがある。
- (2) 病院長等が許可不動産の保全上必要な措置を命じたときは、これに従わなければならない。
- (3) 許可不動産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。
- (4) 許可不動産を、許可をした用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 使用の許可を受けた者が故意又は過失により当該許可不動産を滅失し、き損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変形してはならない。
- (6) 使用許可を受けた者が当該許可不動産において、みだりに建物又は工作物を設置し、増築し、又は改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) (4)から(6)までに掲げる条件に違反したときは、当該許可不動産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) (4)から(7)までに掲げる条件は、その原因又は行為が使用の許可を受けた者の代理人、使用人その他の従業者の行為による場合についても適用するものとする。

- (9) 許可期間（許可期間経過後で許可不動産の引渡し前の期間を含む。）内に、使用の許可を受けた者の責めにより許可資産その他県の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用の許可を受けた者に対し、損害の全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。
- (10) 使用の許可を受けた者、その代理人、使用人及びその他の従業者は、許可不動産に住込みできない。
- (11) 使用の許可を受けた者、その代理人、使用人及びその他の従業員は、毎年定期的な健康診断を受け、その結果を病院長に書面をもって報告すること。

5 その他の条件

- (1) 事業者決定後の具体的な営業内容については、病院と協議すること。
- (2) 事業者決定後において、「営業時間」「販売品目」「営業方法」等について、病院から改善のための要請があった場合は、正当な理由がない限り速やかに改善するよう努めること。
- (3) 病院内、店内等の整理整頓を心がけ、周囲の清潔の保持に努めること。
- (4) 食中毒の防止に万全を期すること。
- (5) 患者等への有害物（酒類、風俗雑誌等）の販売は禁止すること。
- (6) 物品の陳列等は車椅子が通行できるよう十分に配慮すること。
- (7) 利用者の趣味嗜好に応えられるように努めること。
- (8) 自己の営業による廃棄物の収拾に努めること。